

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 告 示

（行政経営推進課）

ページ

○包括外部監査契約の締結	（行政経営推進課）	一
○福祉資金貸付金及び修学資金に係る償還金等、宮城県拓桃医療療育センターの使用に係る使用料並びに県営住宅等の退去者に係る滞納家賃等の収納事務の委託	（同）	一
○県税等の収納事務の委託	（税務課）	二
○第二種特定鳥獣に係る狩猟期間の延長	（自然保護課）	二
○宮城県畜産試験場の肥育豚等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	（畜産課）	二
○宮城県畜産試験場の肥育豚等販売に係る生産物売払代金の収納事務の委託	（同）	三
○宮城県畜産試験場の肥育牛等販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	（同）	三
○宮城県畜産試験場の肥育牛等相対販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	（同）	三
○宮城県畜産試験場の肥育牛等販売に係る生産物売払代金の収納事務の委託	（同）	三
○宮城県畜産試験場の成牛等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	（同）	三
○宮城県畜産試験場の成牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務の委託	（同）	三
○宮城県畜産試験場の肉用子牛市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務	（同）	三

の委託

○宮城県畜産試験場の肉用子牛販売事務に係る生産物売払代金の収納事務

の委託

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第二号漁業者）

○道路管理者の権限の代行に係る協議の成立

## 労働委員会

○宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令

## 正 誤

○宮城県公報令和三年号外第二四号（令和三年三月三十一日付け）中

## 告 示

○宮城県告示第三百八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので告示する。

令和四年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 包括外部監査契約の期間の始期

令和四年四月八日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

福士 直和

東京都世田谷区瀬田五丁目三十番二十三号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

概算払

○宮城県告示第三百八十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に基づく福祉資金貸付金に係る元利償還金、高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例（昭和四十九年宮城県条例第四十八号）に基づく修学資金に係る償還金、高等学校等育英奨学資金貸付条例（平成十六年宮城県条例第四号）に基づく奨学資金に係る償還金及びこれらの償還に係る遅延損害金の収納事務、社会福祉施設条例の一部を

（同）

（同）

（道路課）

四

五

改正する条例（平成二十七年宮城県条例第二十四号）施行前の社会福祉施設条例（昭和四十八年宮城県条例第二十七号）に基づく宮城県拓桃医療療育センターの使用に係る使用料の収納事務、県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十二号）及び特定公共賃貸住宅条例（平成七年宮城県条例第四十七号）に基づく県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらに付帯する駐車場（以下「県営住宅等」という。）の使用に係る使用料（以下「家賃等」という。）で、県営住宅等の退去者に係る滞納家賃等の収納事務を令和四年四月一日次のとおり委託した。

令和四年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都港区芝浦三丁目十六番二十号

ニッテレ債権回収株式会社

二 委託期間

令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、県税等の収納事務を令和四年三月十五日次のとおり委託した。

令和四年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託した税目

1 納税通知書、納付書、督促状、催告書及び減額通知書により徴収する次の税目

個人の事業税

不動産取得税

自動車税種別割（令和元年度以前に課した又は課すべき自動車税を含む。）

鉱区税

2 納付額又は納入額が確定した徴収金について、納付書、督促状及び催告書により徴収する次の税目

法人の県民税

法人の県民税

県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割

法人の事業税（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定により法人の事業税の例によることとされる特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。）

県たばこ税

ゴルフ場利用税

自動車取得税

軽油引取税

自動車税環境性能割

産業廃棄物税

二 委託の相手方

東京都千代田区永田町二丁目十一番一号 株式会社NTTドコモ

東京都千代田区大手町一丁目五番五号 株式会社みずほ銀行

東京都千代田区飯田橋三丁目十番十号 KDDI株式会社

三 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、同法第十一条第二項の規定により限定された狩猟期間を延長する。

令和四年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 狩猟期間を延長する鳥獣

ニホンジカ及びイノシシ

二 狩猟期間を延長する区域

1 ニホンジカ

石巻市（金華山を除く）、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、女川町及び南三陸町

2 イノシシ

仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、富

谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島

町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町及び南三陸町

三 延長する狩猟期間

毎年十一月一日から翌年三月三十一日まで

四 延長する狩猟期間を適用する期間

令和四年十一月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育豚等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和四年三月二十八日次のとおり委託した。

令和四年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一―二―十六

全国農業協同組合連合会宮城県本部

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日

○宮城県告示第三百八十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育豚等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を令和四年三月七日次のとおり委託した。

令和四年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

加美郡色麻町四竈字柵木町十四―一

加美よつば農業協同組合

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日

○宮城県告示第三百八十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育牛等販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和四年三月二十五日次のとおり委託した。

令和四年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号

仙台中央食肉卸売市場株式会社

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日

○宮城県告示第三百八十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育牛等相対販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和四年三月二十五日次のとおり委託した。

令和四年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号

仙台中央食肉卸売市場株式会社

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日

○宮城県告示第三百八十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肥育牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を令和四年三月八日次のとおり委託した。

令和四年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

栗原市築館字照越大ヶ原四十三番地一

新みやぎ農業協同組合

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日

○宮城県告示第三百八十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の成牛等市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和四年三月二十八日次のとおり委託した。

令和四年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一―二―十六

全国農業協同組合連合会宮城県本部

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日

○宮城県告示第三百九十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の成牛等販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を令和四年三月十一日次のとおり委託した。  
令和四年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 委託の相手方  
加美郡色麻町四竈字柺木町十四一  
加美よつば農業協同組合

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日

○宮城県告示第三百九十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肉用子牛市場販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和四年三月二十九日次のとおり委託した。  
令和四年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 委託の相手方  
仙台市青葉区上杉一―二―十六  
全国農業協同組合連合会宮城県本部

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日

○宮城県告示第三百九十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、宮城県畜産試験場の肉用子牛販売事務に係る生産物売払代金の収納事務を令和四年三月八日次のとおり委託した。  
令和四年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 委託の相手方  
仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号  
公益社団法人みやぎ農業振興公社

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日

○宮城県告示第三百九十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。  
令和四年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
石巻市、女川町、塩釜市及び名取市区域、宮城県近海底曳網漁業協同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船により主として底びき網を使用して行う漁業	令和四年四月二十六日	石巻市さくら町五丁目十二番二 安海政博 石巻市緑町二丁目五番一 阿部泰亘	漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十三号)第六條に規定する漁業	二人

○宮城県告示第三百九十四号

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第四条の五第一項の規定に基づき都道府県が道路管理者に代わって行う権限に係る協議が次のとおり成立したので、同条第二項の規定により告示する。  
令和四年五月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の路線名、区間及び道路管理者
  - (1) 路線名 角田市道東町寄井線
  - (2) 区間 角田市角田字大島南四〇四番地先から同市枝野字柳原四一番地先まで
  - (3) 道路管理者 角田市長 黒須 貫
- 二 道路法(昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。)第二十七条第四項の規定により宮城県が代行する権限
  - (1) 法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。
  - (2) 法第四十五条第一項又は第四十七条の十五の規定により道路標識又は区画線を設けること。
  - (3) 法第四十六条第一項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。
  - (4) 法第六十六条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他人の土地。

地を材料置場若しくは作業場として一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせること。

(5) 法第六十八条第一項の規定により災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、取用し、若しくは処分し、及び同条第二項の規定により災害の現場に在る者又はその付近に居住する者を防衛に従事させること。

(6) 法第六十九条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

(7) 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき、法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき並びに法第九十五条の二第一項の政令で定める道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築又は歩行安全改築を行おうとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項（法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による自動車専用道路の指定をしようとするとき及び法第四十六条第三項の規定により自動車専用道路の通行を禁止し、又は制限しようとするときに係る部分を除く。）の規定により協議し、又は通知すること。

### 労働委員会

○宮城県労働委員会訓令第1号

宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年五月十七日

宮城県労働委員会

会長 水野紀子

宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県労働委員会事務局文書取扱規程（平成十七年宮城県労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第八条第五号中「の印を押して」を「が押印又は署名して」に改める。

第十四条第一項第一号口中「県の機関以外」を「国又は他の地方公共団体の機関」に、「のうち」を「」に改め、「あるもの」の下に「特に公印を押すべき事情があると認められるものその他特に重要なものを除く。」を加え、同号ハ中「県の機関以外」を「イ及びロに規定する以外の者宛て」に改め、「のうち」の下に「法令等で定めがあるもの又は」を加える。

附則

この訓令は、令和四年五月十七日から施行する。

### 正 誤

○宮城県公報令和三年号外第二四号（令和三年三月三十一日付け）中

ページ	段	行	正	誤
二	下	後ろから一二	附則第四項中「課長補佐（総括担当）」を「総括課長補佐」に改める。	附則第八項中「各次長」を「各課長」に改め、「各課長補佐（総括担当）」を「各総括課長補佐」に改める。
三	上	一一	附則第八項中「各次長」を「各課長」に改め、「各課長補佐（総括担当）」を「各総括課長補佐」に改める。	同号へを削り、同号トを同号へと改め
三	上	一三	「技術補佐（総括担当）」を「総括技術補佐」に改め	「技術補佐（総括担当）」を「総括技術補佐」に改め
三	上	一五	「技術補佐（総括担当）」を「総括技術補佐」に改め	「技術補佐（総括担当）」を「総括技術補佐」に改め